

結婚等

新生活

支援事業

最大

60万円補助

新婚世帯やパートナーシップ宣誓を行った世帯の新居の住居費・引越し費用の一部を助成します。

次の条件を
全て満たす
世帯が対象です



- 令和6年1月1日から令和7年3月15日までの間に婚姻届の提出またはパートナーシップ宣誓を行い、受理された世帯
- 申請時点において、夫婦または宣誓者（以下「夫婦等」という。）の住民票の住所が、申請に係る住居の所在地となっている世帯
- 婚姻時または宣誓時に夫婦等の年齢がともに39歳以下の世帯
- 令和5年の夫婦等の所得を合算した金額が500万円未満の世帯（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除します。）
- 過去に他の自治体も含め、同様の補助金を受けていない世帯
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- 市税の滞納のない世帯

※詳しくはお問い合わせください。

対象となる経費

- 新たに物件を取得した場合の経費
- 新規の住宅賃借経費（敷金・礼金・仲介手数料、賃料・共益費 1 か月分）
ただし、会社から住宅手当が支給されている場合は家賃補助を除く経費
- 入居対象となる住宅のリフォーム費用（車庫や物置等の工事、外構工事、
単なる解体または除却工事、家電製品等の購入・設置工事に係る費用を除く）
- 引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った実費）

※令和6年4月1日から令和7年3月15日までの間にすべて支払いを終えている必要があります。

補助金額 最大30万円

婚姻時または宣誓時におけるふたりの年齢が

ともに
29歳以下
の場合
最大60
万円補助

必要書類 必須のもの

事前に補助対象世帯となるかご確認ください。

- 長浜市結婚等新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）またはパートナーシップ宣誓を証明する書類の写し（パートナーシップ宣誓受領証の写しまたは受領証カードの写し）
- 世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- 夫婦等のそれぞれの所得証明書（最新のもの。1月1日時点の住所地で取得してください）
- 誓約書（様式第3号）
- 口座が確認できるものの写し（通帳の表紙裏またはキャッシュカードの写し）

※戸籍謄本や住民票等の取得には手数料が必要となりますので、事前に補助対象世帯となるかご確認ください。

経費に関する書類

- 入居対象となる住居の売買契約書、工事請負契約書等の写し（住居を取得した場合）※建物の金額が記載されていること。
- 入居対象となる住居の賃貸借契約書等の写し（住居を賃借している場合）
- 仲介手数料の記載がある書類（住居を賃貸している場合）
- 入居対象となる住居費に係る領収書等
- 入居対象となる住居のリフォームに係る工事の請負契約書の写し
- 入居対象となる住居のリフォーム費を支払ったことを証明する書類
- 引越しに係る領収書等の写し

※領収書等は各種契約書等に記載の金額と一致しなければ交付できません。

【申込期間】令和7年3月15日まで
※ただし予算の上限額に達し次第終了します